

ハローワークをご利用の事業主の皆さまへ

厚生労働省ではFAXの削減を含め、
ペーパーレス化に取り組んでいます！

求人申込みには、

求人者マイページの活用をご検討ください！

「求人者マイページ」とは？

求人者サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページです。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

ご希望あれば、ハローワーク職員が訪問し、
開設を支援します！

メリット①：いつでも、どこでも求人申込みができます！

パソコン・スマートフォン等から求人申込みできるので、
在宅勤務や出張等で事業所にいなくても登録が可能です。

メリット②：職場の風景、自社製品等をPRできます！

求人票だけでなく、自社のPR画像を公開することができます。
仕事の特徴や魅力を伝えることで、求職者のイメージアップ、
応募につなげていくことが可能です。

メリット③：求職情報を検索し、「リクエスト」ができます！

ハローワーク求職者の情報を検索し、求職者の方へ「リクエスト」
ができるので、積極的な採用活動を行うことが可能となります。

- ※ 「リクエスト」とは、公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、応募の検討を依頼するものです。
- ※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。
- ※ 有効中の求人がある場合に利用できます。

メリット④：過去に出した求人データを活用（転用）できます！

過去の求人履歴を利用して新たな求人申込みができるため、求人
情報を自社で保存する必要がなく、管理もしやすくなります。

【お問い合わせ先】

ハローワーク阿倍野 事業所サービス部門
TEL：06-4399-6007（部門コード 31#）

【求人者マイページの詳細はこちら】

ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



求人者マイページ開設用アカウント登録用紙

ログインアカウントとして使用するメールアドレスを次の通り登録します。

事業所名 :

事業所番号 :

メールアドレス :

※組織で共有可能なアドレスを推奨します。
確認のうえ必ずチェック願います→ 求人事業所(事業主・役員・従業員含む)のメールアドレスである。

担当者名 :

連絡先電話番号 :

※本手続きの社会保険労務士による事務代理はできません。

安定所入力確認欄

マイページの開設手順

① 窓口で職員が職員端末からメールアドレスをアカウントとして登録する。

② ハローワークインターネットサービスにアクセスし、「求人者マイページ開設(パスワード登録)」より、利用規約・プライバシーポリシーに同意する。

③ 登録したメールアドレスを入力。
その後、入力したメールアドレスに認証キーが届く(有効時間50分)。

④ パスワード・認証キーを入力する。
(半角数字、英字、記号を組み合わせ8桁以上32桁以内で設定)

※②以降は自らの登録操作をお願いします。
※操作が不明な場合はヘルプデスクで対応いたします。

☎ 0570-077450
月～金 9:30～18:00
(年末年始・祝日除く)

開設完了